

第9章 事後調査の実施計画

事後調査は、技術指針の「第14 事後調査の検討」に基づき、以下の事項に該当する場合について行うものである。

- ・予測の不確実性の程度が大きいもの
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じようとするもの
- ・環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
- ・環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
- ・その他必要と認められるもの

施設の運営・維持管理において実施する各種測定の実施項目を考慮し、本事業の実施に伴う環境影響に係る事後調査の必要性を検討した結果、大気質（計画施設からの排出ガス）、陸生動物（土地の造成、工作物の建設）、陸生植物（土地の造成）について事後調査を行うこととした。

事後調査実施の判断結果は表 9-1に、事後調査実施の内容は表 9-2に示すとおりである。

表 9-1(1) 事後調査実施の判断結果

環境要素	環境要因		事後調査実施の判断					実施判断	運営・維持管理における測定の実施
			不確実性の程度が大きいものの	知見不十分な環境保全措置	継続的な監視が必要なもの	環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの	その他必要と認められるもの		
大気質	工事の実施	建設機械からの排出ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事用車両からの排出ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事箇所からの降下ばいじん	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	計画施設からの排出ガス	—	—	—	—	○注3)	実施する	○注4)
		関係車両からの排出ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
騒音	工事の実施	重機の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事用車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	施設の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	○注5)
		関係車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
振動	工事の実施	重機の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
		工事用車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	施設の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	○注6)
		関係車両の走行による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
低周波音	存在及び供用	施設の稼働による影響	—	—	—	—	—	実施しない	
悪臭	存在及び供用	施設からの漏洩	—	—	—	—	—	実施しない	○注7)
		煙突排ガス	—	—	—	—	—	実施しない	
水質	工事の実施	コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の造成に伴う濁水の影響	—	—	—	—	—	実施しない	
地下水の水位及び水質	存在及び供用	地下水の利用による地下水位への影響	—	—	—	—	—	実施しない	
地盤	存在及び供用	地下水の利用による地盤沈下への影響	—	—	—	—	—	実施しない	

注1) 「—」: 該当しない 「○」: 該当する

注2) ■: 事後調査項目として選定した項目を示す。

注3) 計画施設からの排出ガスに伴う大気質は、地元住民の関心が高いダイオキシン類について事後調査を行う。

注4) 排出ガス中の大気汚染濃度物質を測定する。

注5) 敷地境界の騒音を測定する。

注6) 敷地境界の振動を測定する。

注7) 敷地境界の悪臭を測定する。

表 9-1 (2) 事後調査実施の判断結果

環境要素	環境要因		事後調査実施の判断					実施判断	運営・維持管理における測定の実施
			不確実性の程度が大きいものの	知見不十分な環境保全措置	継続的な監視が必要なもの	環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの	その他必要と認められるもの		
土壌	存在及び供用	計画施設の稼働において排出されるダイオキシン類が土壌中に沈着する影響	—	—	—	—	—	実施しない	
陸生動物	工事の実施	土地の造成	○	—	—	—	—	実施する	
		工作物の建設	○	—	—	—	—	実施する	
	存在及び供用	造成地の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の利用	—	—	—	—	—	実施しない	
陸生植物	工事の実施	土地の造成	○	—	—	—	—	実施する	
	存在及び供用	造成地の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		土地の利用	—	—	—	—	—	実施しない	
水生生物	工事の実施	土地の造成	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の建設	—	—	—	—	—	実施しない	
生態系	工事の実施	土地の造成	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の建設	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	造成地の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
		工作物の存在	—	—	—	—	—	実施しない	
景観	存在及び供用	造成地の存在及び工作物の存在による景観への影響	—	—	—	—	—	実施しない	
廃棄物等	工事の実施	建設発生土及び建設副産物の発生	—	—	—	—	—	実施しない	
	存在及び供用	計画施設の稼働に伴う焼却残渣等の発生	—	—	—	—	—	実施しない	
温室効果ガス等	存在及び供用	工作物の供用・稼働、エネルギーの使用による温室効果ガス等の排出量及び削減量	—	—	—	—	—	実施しない	

注1) 「—」: 該当しない 「○」: 該当する

注2) ■: 事後調査項目として選定した項目を示す。

表 9-2 事後調査実施の内容

環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査方法	調査頻度・時期	評価基準
大気質	存在及び供用	計画施設からの排出ガス	ダイオキシン類	対象事業実施区域 1 地点及び周辺 5 地点 (現地調査と同様)	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月 環境省)に定める方法	事業活動が定常状態となる時期 2 季/年 (各 1 週間)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 第 68 号)に基づく環境基準と整合が図られているか否かを評価
陸生動物	工事の実施	土地の造成 工作物の建設	重要な種 (ヤマトモンシデムシ)	環境保全措置の実施点	移設を行う種 (ヤマトモンシデムシ) に対する環境保全措置の実施状況を調査	環境保全措置の実施後における工事開始後最初の初夏に 1 回	環境保全措置の実施により、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている否かを評価
			重要な種 (水生昆虫の重要種等)	環境保全措置の実施点	工事前に仮創出する生息環境及び供用時のビオトープに対する環境保全措置の実施状況の調査及び確認種の記録	工事及び供用開始後のそれぞれ最初の初夏～夏季に 1 回、仮創出した生息環境からビオトープへの個体移設時に 1 回	環境保全措置の実施により、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている否かを評価
陸生植物	工事の実施	土地の造成	重要な種 (ミズアオイ)	環境保全措置の実施点	移植を行う種 (ミズアオイ) に対する環境保全措置の実施状況を調査	工事期間中の春季及び夏季から秋季に各 1 回、供用開始後の最初の春季及び夏季から秋季に各 1 回	環境保全措置の実施により、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている否かを評価

注) 重要な種 (ミズアオイ) については、追加調査の結果、ミズアオイ属の一種がミズアオイと判断され、移植等の環境保全措置を実施した場合に事後調査を実施することとする。